

ドイツへの鍵

—スウェーデン領ポメルンにみる「礫岩のような国家」の様相—

入 江 幸 二

富山大学人文学部紀要第 68 号抜刷

2018年2月

ドイツへの鍵

—スウェーデン領ポメルンにみる「礫岩のような国家」の—様相—

入 江 幸 二

はじめに

「近世」という時代のヨーロッパにおける大きな特色は、ほぼ恒常的に戦争が行われていたことにあり、ドイツの近世史家J・ブルクハルトはそれを「平和のなさ (Friedlosigkeit)」と端的に表現した。いいかえれば、ヨーロッパの諸国家・諸地域は常に何らかの形で戦争と関わっており、その関わり合いを通して、ヨーロッパは国家や社会のありかたを作り変えていった。その最たるものが「主権国家」といえるだろう。一定の領域内における排他的支配を主張する主権国家は、近世ヨーロッパにおいて生まれ、鍛えられ、ヨーロッパ政治の基本単位となっていった。そして主権国家が並存しあう国際社会のありかたは「ヨーロッパ諸国家体系」とも呼ばれる。しかし近世における主権国家のあり方は、近年さまざまに再検討されている。たとえば当時の国家は「絶対王政」という政治形態をとることが広くみられたが、かつてイメージされていたほどには王の権力が絶対的でなかったことが明らかになって久しい。また、そもそも主権国家とはいっても領域全体に均質な法体系がしかれていたわけではなく、地方ごとの独自性と自立性は現代にくらべてはるかに強固だった。そうした近世的な国家のあり方は「複合国家」あるいは「礫岩のような国家」と特徴づけられ、さまざまに検討されつつある¹⁾。

16～17世紀のスウェーデンも、戦争などを通してさまざまな地域を領有することになった。大まかには、スコーネなどの旧デンマーク領、北部ドイツのポメルンなどのドイツ地方、エストニアなどのバルト地方（バルティクム）に区分することができる。そして各地域には古来の法や社会体制があり、支配者であるスウェーデン側がその均質化を図ることは困難だった。旧デンマーク領はおおむね「スウェーデン化」されてその一部となったが²⁾、バルト地方は大北方戦争（1700～21年）を機にスウェーデン支配から離脱し、ロシアに編入された。北部ドイツ領についても、西ポメルン地域は160年以上の長きにわたってスウェーデンの支配下にあったが、ナポレオン戦争の混乱のなかでドイツへと組み込まれた。

ところでドイツ地方は、スウェーデンの支配下に入ったとはいえ同時に神聖ローマ帝国の一部でもあり、近世国家の複合的な性格を如実に示している。後述するように、たとえばポメルンを支配するのは「ポメルン公」としてのスウェーデン王であり、スウェーデンの法などは適用されなかった。さらに「ポメルン公」は神聖ローマ帝国の等族であり、(少なくとも形式上は)

皇帝の臣下であった。

こうしたスウェーデン側と北部ドイツ領との複雑な関係については、伊藤宏二氏が法制史の立場から検討を加えていて有益だが³⁾、筆者はそれに事寄せて、スウェーデンが18世紀以降も帝国等族としての地位に固執し続けたのはなぜか、という問題を考える必要性を指摘した⁴⁾。本稿はこの問題について、スウェーデン史の立場からひとまずの見通しをえることを目的とする。

後述するように、1806年に神聖ローマ帝国が消滅した後もスウェーデンは北部ドイツ領へのこだわりを持ち続けた。その理由を、ドイツ領を持つことはスウェーデンが大国であることの証であり象徴的な意味があった、と捉えるのが、研究史的には標準的な見解であろう。1724年に中心的政治家であったA・ホルンは、ポメルンは小さいがスウェーデンの半分以上の評判をもたらしてくれる、という趣旨の発言さえしており⁵⁾、ドイツに支配地を持っていることは国際社会でスウェーデンの存在感を示すことにつながったのである⁶⁾。本稿はその見解に異を唱えるものではないのだが、「象徴的な意味」、有り体にいえば17世紀にスウェーデンが大国だったという面子の問題にとどまらず、何か別の意味もあったのではないだろうか。18世紀以降の動向を整理する作業を通して、この点を考えてみたい。

なお本稿は、基本的にはスウェーデン領ポメルンを対象とはしているが、ヴィスマルなど北部ドイツの他の地域も適宜言及する。

1. ヴェストファーレン条約から大北方戦争へ

先にも述べたように、17世紀にはスウェーデンの支配領域は最大となった。旧デンマーク＝ノルウェー領であった地域は、当初は旧来の法の維持を認められていたが、次第にスウェーデン法が導入され、スウェーデンで学んだ者が現地役人として採用されるようになっていった。さらに教会での言語がスウェーデン語に切り替えられるといった、いわゆる「スウェーデン化」が推し進められた。中部のイェムトランドではすみやかに事態は進行したのに対して南部のスコネ地方では比較的抵抗が強いといった地域差はあったものの、18世紀にはスウェーデン支配から離脱する動きはみられなくなっている⁷⁾。

バルト地方（エストニア・リヴォニアなど）は逆に離脱へと動いた。リヴォニアの場合は戦争を機に突然スウェーデン支配下に置かれることになったという事情から、離反する可能性はもともと高かったと考えられる。だがエストニアの場合は、16世紀後半に自分たちを保護する存在としてスウェーデンによる支配を選び取ったという事情があり、さらにエストニアの法と特権が温存されたこともあって、スウェーデン統治は約150年に及んだ。だからといって安定した支配体制が続いたわけではない。17世紀後半、バルト地方にスウェーデンの教会法が導入され、スウェーデン化が進み始めた。さらに貴族領の処遇問題を機に王権と現地貴族と

の間に溝が生じ、しこりを残したまま大北方戦争が勃発、ロシアがバルト地方を占領すると現地の法と特権の維持を約束したため、そのままロシア領に組み込まれた⁸⁾。

いずれにせよこれらの地域は、編入からしばらくたった17世紀後半に、スウェーデンの法や教会制度が導入されるスウェーデン化(同化政策)を経験し、受容ないし反発した歴史をもつ。それに比してドイツ地方では、スウェーデンへの編入後まもなく、スウェーデン化が試みられている。しかし現地貴族らが反発した結果、既存の政治・社会体制が温存され、18世紀に入ってもスウェーデン化が進められることはなかった。

ドイツ地方がスウェーデンの統治下にはいったのは、三十年戦争(1618～48年)およびヴェストファーレン条約(1648年)による。神聖ローマ帝国内の宗派对立に始まったこの戦争にスウェーデン軍は1630年に参入、ポメルンに面したウーゼドム島に上陸したのちにドイツ各地を転戦し、プロテスタント信仰を守護する軍事大国としての国際的地位をうちたてた。そして条約の結果スウェーデンは、ポメルン、ウーゼドム島、リューゲン島、ヴィスマル市とその周辺、ブレーメン大司教領、フェルデン司教領といったバルト海北岸地域を「永久かつ帝国直属のレーエン⁹⁾」として獲得した。各地の法や特権が維持されたままなのはもちろん、スウェーデン王は各地の「王」としてではなく、「ブレーメン・フェルデン・ポメルン公にしてリューゲン侯かつヴィスマル領主¹⁰⁾」としてそれら諸地域を統治する権利を、神聖ローマ皇帝によって認められたのである。

なおカトリック国でありながらスウェーデンと同じ側に立って参戦したフランスの場合、同条約でアルザスなどライン左岸一帯を獲得しているが、この地は帝国のレーエンではない。つまり神聖ローマ帝国から切り離された形でフランス領となっている。それと比べれば、スウェーデンの獲得地は帝国レーエンであるから、形式的には皇帝の下風に立つことになる。しかし、スウェーデン王はブレーメン公などとしての立場を得たことで、他の神聖ローマ帝国内の領邦諸侯と同等の立場になったことにもなる。つまり帝国議会に議席を持ち、「皇帝の帝国政策を監視するために帝国政治に干渉する基盤¹¹⁾」を得たのである。席次についても、100ほどあった議席¹²⁾のうちブレーメン公として第5位となっており、かなり高い位置づけが認められている。条約の交渉中には、フランスも、帝国議会における議席を求めたことがある。しかしこの要求は、プロテスタント諸侯ならびにフランスの関与を嫌う皇帝によって拒否された。それゆえ帝国の政治に直接関与できることになったスウェーデンの方が、フランスよりもむしろ有利な立場を得たと言えるかもしれない¹³⁾、少なくとも「外交上の選択の幅が大いに広がった¹⁴⁾」のは間違いない。一国の王が同時に公などの立場として他の君主の家臣になり、地方ごとの法や特権が温存され続けるという「礫岩のような国家」は、一定の領域内で独占的に主権が行使される近現代の主権国家とはかなり様相が異なる。しかし近世においては、主権国家化することが国際政治上かならずしも有利だとは限らなかったのである。

一方でスウェーデンは、ドイツ領の自立性を無条件に認めようとしたわけではない。金印勅書（1356年）で諸侯に認められていた不上訴特権¹⁵⁾をスウェーデンは獲得し、上訴審裁判所を設置することが定められた。ここにスウェーデン法を適用しようというのがスウェーデンの思惑である。しかしドイツ貴族側がこれに難色を示したため交渉が難航し、1653年になってヴィスマル市に上訴審裁判所が設置されたものの、さらに裁判所規則を定めるまで3年が費やされた。その挙句に結局スウェーデン法は導入されず、ドイツ側が選出した判事が審理を行うことも定められて、ドイツ側の自立性が温存されたのである¹⁶⁾。

またドイツ領を得たことで、スウェーデンは神聖ローマ帝国に対して相応の義務も負うことになった。帝国内の3つのクライス（防衛・秩序維持のために複数の領邦で構成される軍管区）に所属することになったため、たとえばオスマン帝国という外圧に対して神聖ローマ帝国が戦争を行うならば、軍事的な援助をしなければならなくなったのである。1663～64年には800名ほどの軍勢をドナウ方面に派遣しているし、1690～92年には2000～4000名の兵を派遣した¹⁷⁾。

1700年、スウェーデンの覇権に対してロシア・ポーランドなどが連携し、大北方戦争が始まった。スウェーデン王カール12世はポルタヴァで敗退したのち（1709年）オスマン帝国に逃れ、5年後に彼の地を出発したカールはポメルンのシュトラールズントに辿り着き、しかるのちスウェーデン本国に戻っている。ドイツ領を有するために出兵を余儀なくされることもあれば、遠征先と本国との結節点になっていたとも言えよう。

スウェーデンは大北方戦争に敗北し、1720年のストックホルム条約によって、シュテッティンを含めた東ポメルン・ウーゼドム島・ヴォリン島をブランデンブルクが獲得した¹⁸⁾。ブレーメン＝フェルデンも失われ、スウェーデンには西ポメルン（以下ポメルン）・ヴィスマル・ノイクロスター・ペール島が残るのみとなり、ドイツ北部の支配地はおおよそ半分になってしまった。

2. 経済面・軍事面からみたドイツ領

(1) 経済的重要性

ドイツ領は小さくなったが、それでも領有する意味はスウェーデンにとって何だったのだろうか。複数の要因が想定されるのは当然だが、まず経済的意味がどれほどのものだったかは考えておく必要があるだろう。

スウェーデンは1749年以降定期的な人口調査を行なっているが、1760年はポメルン（スウェーデン領ポメルン）での実施が命じられ、1764年に初めて実施された。ポメルン人口は82,827人、そのうち農村部には58,682人、都市部には24,450人が居住しており、農村住民の

約40%が農奴だった。1805年には人口118,112人に増加しており、うち39,025人が都市部、79,087人が農村部の住民で、46,190人が農奴である。いずれにせよ、18世紀後半に経済的な発展があったことがうかがえる¹⁹⁾。

主な輸出品は穀物である。たとえば17世紀後半、シュトラールズントの最重要輸出品は全体の62%を占めるモルトで、ついでライ麦が28%を占めた。またシュトラールズントを出発した船舶の42%がスウェーデンに向かっている²⁰⁾。

18世紀の貿易状況を見ると、スウェーデンに輸入されたライ麦のうち10～20%、多い時には約40%がポメルンからのものである(表①)。1740年代の数値に見られるように、ロシアからの輸入量の変動に対するバッファー機能を果たしていたと言える。またストックホルムでの取引に限定すると、1751～55年に輸入されたライ麦の32%、小麦の31%、大麦の49%、モルトの90%がポメルンからのもので、1781～85年はライ麦の5%、小麦の7.7%、大麦の46%、モルトの94%がポメルンから輸入されている²¹⁾。つまり、ライ麦に関してはロシアからの輸入が圧倒的であるものの、それ以外の穀物はポメルンが安定した輸入先として大きな意義を持っていたことがわかる。ただし、東プロイセンとダンツィヒからの輸入も無視できないことから、ポメルンがスウェーデンとの貿易で突出していたわけではない。

つまるところ、スウェーデンにとってドイツ領は、経済的な面のみならず際立った意味あるいは重要性を持っていたとは言えない²²⁾。そうであるなら、遠征先と本国との結節点だと先に指摘したように、軍事的な意味を考えるべきだろう。

<表①> スウェーデンのライ麦輸入：1739～1808年 (t=1,000 トウンノル=146,500 リットル)

| 年 | スウェーデン領 ポメルン | | ロシア | | ダンツィヒ | | 東プロイセン | | その他 | | 合計 | |
|---------|-----------------|----|-------|----|-------|----|--------|----|------|---|-------|-----|
| | t | % | t | % | t | % | t | % | t | % | t | % |
| 1739/40 | 19.1 | 17 | 78.0 | 68 | 10.2 | 9 | 4.9 | 4 | 2.2 | 2 | 114.4 | 100 |
| 1741/50 | 64.6 | 41 | 25.5 | 16 | 22.2 | 14 | 33.4 | 21 | 13.6 | 8 | 159.3 | 100 |
| 1751/60 | 28.4 | 22 | 60.0 | 46 | 32.0 | 24 | 5.3 | 4 | 5.8 | 4 | 131.5 | 100 |
| 1761/70 | 23.1 | 8 | 132.6 | 48 | 79.7 | 29 | 39.9 | 14 | 3.9 | 1 | 279.2 | 100 |
| 1771/80 | 33.2 | 17 | 108.8 | 57 | 18.5 | 10 | 26.9 | 14 | 3.3 | 2 | 190.7 | 100 |
| 1781/90 | 63.1 | 13 | 195.3 | 42 | 49.8 | 11 | 147.6 | 31 | 13.4 | 3 | 469.2 | 100 |
| 1791/00 | 36.1 | 22 | 57.2 | 35 | 13.6 | 8 | 51.0 | 32 | 4.6 | 3 | 162.5 | 100 |
| 1801/08 | 15.4 | 11 | 84.6 | 59 | 13.1 | 9 | 24.2 | 17 | 6.4 | 4 | 143.4 | 100 |

【出典】 Staffan Högberg, *Utrikeshandel och sjöfart på 1700-talet*, Lund, 1969, Tabell 7:2, s.193.

(2) 軍事的重要性

軍事面では、少なくともスウェーデン側はドイツ地方の領有を安全保障上不可欠のものとしていたと考えられる。単年度の数値ではあるが、1693年の財政状況を見ると、「軍事的拠点」としてのドイツ領という位置付けがみえてくる。〈表②〉にみられるとおり、ドイツ領の財政状況はおおむね歳入不足で、しかも支出は軍事に傾斜している。この時代のヨーロッパでは歳出に占める軍事費の割合が多いことは珍しくないが、とはいえ8割前後というのはかなり高い割合である。また財源の不足分については、バルト地方の余剰分をまわしていた²³⁾。ヴィスマルの場合、軍事費のすべてが要塞およびその守備隊の維持費である。さらにヴィスマルに置かれた上訴審裁判所の費用は、プレーメン＝フェルデンの歳出分として計上されている²⁴⁾。

〈表②〉ドイツ地方の財政：1693年（単位：リクスダーレル）

| 地域 | 歳入 | 歳出 | 歳出中の軍事費 |
|-------------|---------|---------|---------------|
| ポメルン | 83,295 | 174,383 | 141,038 (81%) |
| ヴィスマル | 10,133 | 99,538 | 87,680 (88%) |
| プレーメン＝フェルデン | 175,186 | 141,037 | 87,214 (62%) |

【出典】Anders Fryxell, utg., *Handlingar rörande Sveriges historia ur utrikes arkiver*, III, Stockholm, 1839, s.333ff.

以上を考慮すると、スウェーデン政府は支配領域の財源をひろく活用しながら、大陸側への橋頭保として軍事的に重要なドイツ領を維持していたと言えよう。

18世紀に入ってもそれは同様である。大北方戦争で多くの領土を失った後の1723年4月23日、スウェーデンの議会では次のようなことが論じられている。

スウェーデン領ポメルンもシュトラールズントも常にそうした脅威と危機に晒されており、それに対して当該地域の乏しい軍事力をもってしては防衛できず、プロイセン王(konungen i Preussen)が農村部と都市部に敵対的な攻撃を仕掛けてくるだろう。……我々は、皇帝陛下と帝国の保護ならびに帝国の規則と国制のもとに置かれているということが、あらゆる出来事と被害から〔ポメルンを〕もっともよく守るものであると認めるものであり、それが帝国等族すべてを守り、法と平和と安寧を維持する²⁵⁾。

ドイツ領の多くを失ったあとに残されたポメルン地域が、新興国家プロイセン王国の軍事的脅威にさらされていること、従来の国家制度を維持しながらこの地を守ろうとしていること、そのことが帝国等族すなわちポメルンの貴族・聖職者・市民を守ることにつながることがはっきり語られている。

さらに七年戦争(1756～63年)やフランス革命・ナポレオン期の戦争の際には、スウェー

デンはポメルンを足がかりに軍を動員している。そもそも三十年戦争のときにウーゼドム島に上陸していたのだから、スウェーデンにとっては海を越えてヨーロッパ大陸側に進出する拠点として、ドイツ領が軍事的にきわめて重要な地域だったことは明らかである。

それに関連して、18世紀におけるスウェーデンのドイツ領防衛策が、神聖ローマ皇帝のもとで行われることが基本線となったことが指摘されている。先に引用した史料にもあるようにプロイセンの脅威は無視できないものになっており、それを無視すれば神聖ローマ帝国の平和が損なわれるとも認識されていた²⁶⁾。

もちろん帝国および皇帝のいいなりになるわけではない。たとえば皇帝カール6世によるプラグマティッシュ・サンクティオンをめぐることは、スウェーデン政府はこれを認めず、ポメルンとしてはこれを承認した。1733～35年のポーランド継承戦争では、スウェーデンは公式には中立を宣言したが、フランスが後押しするスタニスワフ・レシチンスキ側に武器を供与した。同時に神聖ローマ帝国軍に対するスウェーデン＝ポメルンの分担も割り当てられたため、スウェーデン＝ポメルンの将校・兵士は、一方ではオーストリアのオイゲン公の指揮のもとフランス軍と闘い、他方ではレシチンスキ＝フランス軍側にたって戦った²⁷⁾。

このように、ドイツ領をもつことはスウェーデンにとって、かなり複雑な政治的決定を余儀なくされる政治的オプションだった。プロイセンという驚異と隣り合わせになる代わりに、神聖ローマ帝国という後ろ盾を得ることにもなった。スウェーデンにとっては諸刃の剣ともいべき存在であるように思われるのだが、同時代の人々は、むしろ外交上の安全につながるものとして肯定的に受け止めていたと捉えるべきであろう。

3. ウィーン体制へ

18世紀末に起こったフランス革命は、バルト海世界にも変動をもたらした。スウェーデン王グスタヴ4世アドルフ（位1792～1809年）は反革命の立場をとり、フランスとは対立していく。ただ当時のスウェーデンは財政難に苦しんでおり、1803年にはグスタヴ4世の婚約破棄問題も絡んで²⁸⁾、125万リクスダーレルと引き換えにヴィスマル市をメクレンブルク＝シュヴェーリン公国に質入れした²⁹⁾。これにともない、上訴審裁判所はグライフスヴァルトに移設されている。

ナポレオンとの戦いを決めたグスタヴ4世は³⁰⁾、ポメルンの等族と交渉して戦費20万ライヒスターラーの調達に成功し、1805年10月にスウェーデン軍がポメルンに配備された。グスタヴ4世は翌年さらなる軍事負担を求めたが拒絶されたため、ポメルンの政治体制を大胆に改めることにした。1806年6月18日、ヴェストファーレン条約で認められていた制度を廃止してスウェーデンの統治法を導入することを決定したのである。これにともないスウェーデンの

教会制度と教育制度を導入し、ポメルンに存続していた農奴制（Leibeigenschaft）を廃止することを決定した（実際には1810年まで存続）³¹⁾。

農奴制を廃止したのは、他国に比して相対的に立場の強い農民身分の存在がスウェーデン社会の基盤であるとみなされていたためである。そしてこれを前提として、地方議会（Landtag）の制度改革も実施された。貴族と市民だけで構成されていた議会をスウェーデン流の4身分制議会とするもので、貴族114名・聖職者19名・市民19名・農民（小作人含む）32名の議員が選出された。ポメルン初の本格的な身分制議会は1806年8月14～18日にグライフスヴァルトで開催されたが³²⁾、本格的な議論をする間もなくフランスに占領されたため、成果をもたらすことなく解散した。

1807年にはイギリスとプロイセンとも協力してポメルンに3万6000の兵を用意したが、7月のティルジットの和約を機にプロイセンもイギリスも撤退し、9月までにスウェーデン軍もドイツ領から撤退を余儀なくされた。グスタヴ4世は1808年にもフィンランドをロシアに占領されるという失策を犯し、信頼を失った彼は翌年クーデターによって退位させられている。そして1810年1月のパリ条約でスウェーデンはポメルンを取り戻したが、グスタヴ4世が推し進めた改革はことごとく撤回された。4身分制議会は廃止されて土地を所有する富裕層を中心とした一院制議会が設置され、スウェーデンによるドイツ領への支配力は弱まった³³⁾。

その後、いわゆるウィーン体制によってスウェーデンは北部ドイツの領有地を手放すことになった。まず1814年のキール条約で、スウェーデンはノルウェーを獲得する代わりにポメルンをデンマークに譲渡した。さらに翌年のウィーン議定書によって、350万プロイセン＝ライヒスターラーをスウェーデンに支払う条件で、プロイセンがポメルンを獲得した³⁴⁾。

ポメルン住民の側は、「政治的にスウェーデンと結びついていること」と「文化的にドイツに結びついていること」が両立すると考えていたようである。また、プロイセンに対してはこれを軽蔑するような感情を抱く貴族もおり、プロイセンに接収されることを嫌がるとともにスウェーデンに忠誠心を抱く者が多くいたという。だがスウェーデン側は、当時の情勢では安全を守るためにはプロイセンを手放さざるを得なかったこと（そしてその見返りとしてノルウェーを得たこと）を発表している³⁵⁾。

おわりに

以上みてきたように、17世紀半ばから続いたスウェーデンによる北部ドイツ支配は、ナポレオン戦争を経て終焉した。ドイツ地方がスウェーデンとのあいだで築きあげていた複合国家的な関係は軍事力によって断ち切れ、言語的共通性が高いドイツ圏に組み込まれることに

なった。スウェーデン領ドイツの歩んだ歴史は、近世の複合国家ないし「礫岩のような国家」から、より均質な文化を持つ「国民」によって形成される近代の国民国家への転換を如実に物語っている。

そしてスウェーデンは、神聖ローマ帝国ひいてはヨーロッパの政治に合法的に関与するための政治的選択肢としてドイツ領をきわめて重要視し、たとえ面積的には小さくならうとも、そこを守るための軍事的負担を厭わなかった。かつて大国であったという面子を保つためだけではなく、軍事的ひいては政治的にスウェーデンに有利な状況を作り出すための、重要な鍵であったのがドイツ領だったのである。

ところで今回検討することができなかった点として、文化的ないし社会的な側面でのドイツ領の存在理由も大きかったと考えられる。具体的には、グライフスヴァルト大学はスウェーデン人学生がおおむね3分の1を占め、人材の供給源となっていた³⁶⁾。さらにA・エンネルフォシュがポメルン側知識人の言説を対象として対スウェーデン認識の変遷を検討しており、時代とともにスウェーデン支配に適応していったことが明らかにされている³⁷⁾。こうした点については、十分に検討する余裕がないため、他日を期したいのだが、一点付け加えておきたい。

1723年2月26日、スウェーデンの議会では次のようなことが論じられている。

ポメルンとリュージェン島の処置に関して、秘密委員会としては、王国をさらに切断するような政策をとることは考えられない。ここがいかにわずかな残留地であるとしても、ここを保有することは最大級の関心事であり、さらに繊細な配慮が十分になされるべきである。ここを見捨てることはスウェーデンがドイツ側への唯一の鍵 (enda nyckeln til tyska botn) を手放すことであり、他の君主と国家との親しい交わりにいたる道を再び閉ざすとともにもうする意欲と理由をなくし、維持する望みが絶たれてしまう³⁸⁾。〔傍点引用者〕

ポメルンなどを政治的な選択肢として重要視していたのはここからも伺えるのだが、ドイツ側への「鍵」と表現している点は注目に値する。1806年にナポレオン軍によってポメルンが占領された際、グライフスヴァルト大学教授ヤーコブ・ヴァレニウス (Jacob Wallenius) もある手紙で、三十年戦争によってスウェーデンがポメルンという素晴らしい地域を得たことに触れたあと、「残念だ！このドイツ帝国への鍵 (nyckel till Tyska riket) は2度我らの手から滑り落ちた³⁹⁾」と記している。

うがった見方かもしれないが、「鍵」という表現は「ペテロの鍵」を想起させる⁴⁰⁾。ドイツへの鍵、すなわち北部ドイツにスウェーデン領があることによって、神聖ローマ帝国ひいてはヨーロッパという政治空間におけるスウェーデンの行動は正当性を主張しえたのである。また、そのような宗教的なニュアンスを帯びうる「鍵」という表現を「ドイツ」の領地について用い

ていることにも、何らかの意味があるのではないだろうか。古来よりスウェーデンはドイツ方面から文化的・経済的な恩恵を被っており、デンマークやロシアに比べてドイツ人は良いイメージで受け止められていた⁴¹⁾。「鍵」という表現に、スウェーデン側のドイツに対する特別なまなざしが透けて見えるように思われるのである。

注

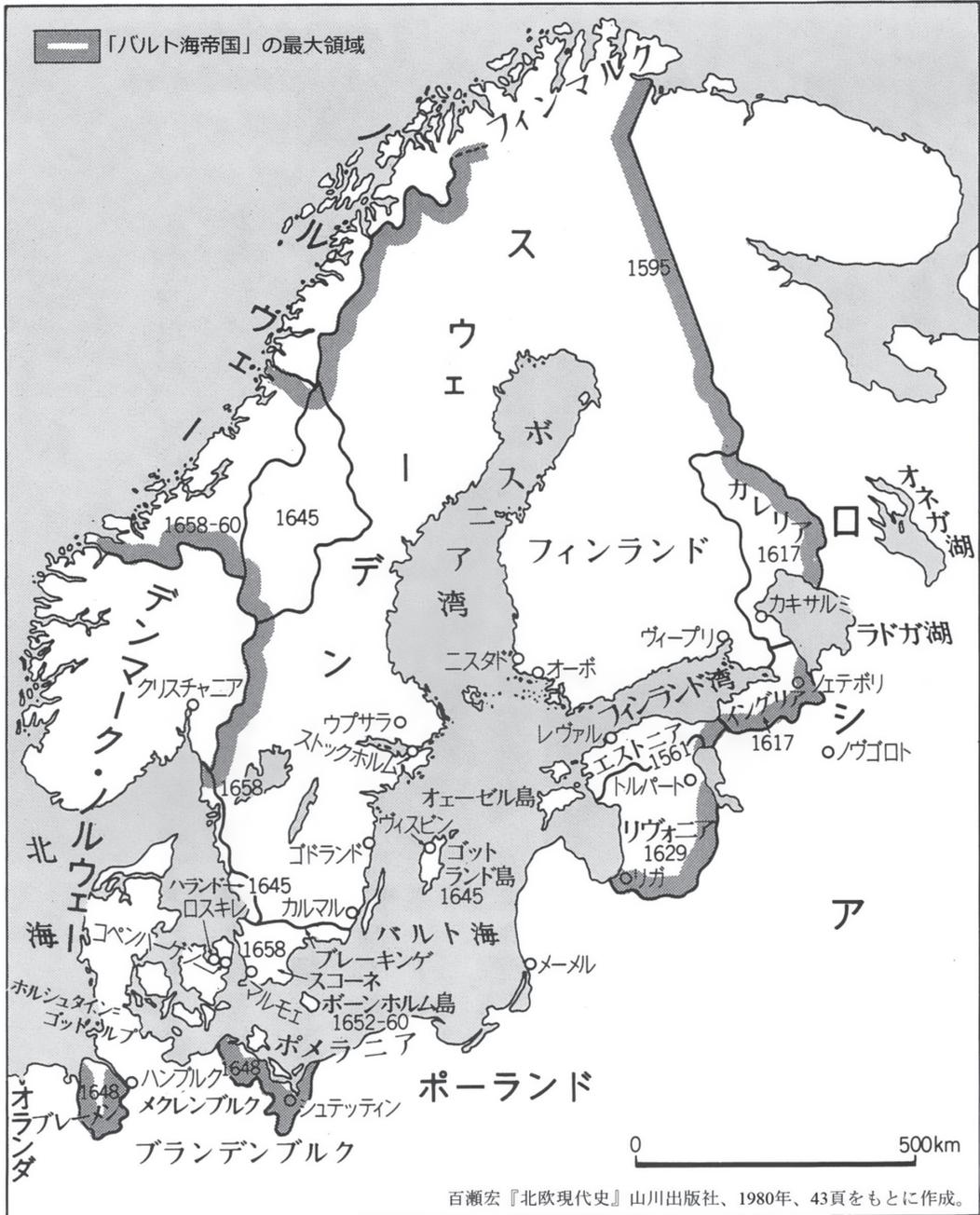
- 1) 渋谷聡「近世ヨーロッパにおける戦争と国家形成－ヨーロッパ諸国家体系・宗派化・戦争－」『西洋史学』第238号、2010年、51-61頁。近藤和彦・古谷大輔『礫岩のようなヨーロッパ』山川出版社、2016年。
- 2) 「おおむね」としたのは、実際には旧デンマーク領内部では「スウェーデン化」に対する抵抗があったし、現在でもスコーネの分離を訴える人々はある。さらに近年は、「スウェーデン化」という捉え方そのものも相対化されつつある。これについては、古谷大輔「スコーネ－「スウェーデン化」という神話－」村井誠人編著『スウェーデンを知るための60章』明石書店、2009年、52-59頁を参照。
- 3) 伊藤宏二『ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国－ドイツ帝国等族としてのスウェーデン－』九州大学出版会、2005年。
- 4) 入江幸二「伊藤宏二著『ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国－ドイツ帝国等族としてのスウェーデン－』」『法制史研究』第56号、2006年、331-332頁。
- 5) Andreas Önnersfors, *Svenska Pommern : Kulturmöten och identifikation 1720-1815*, Lund, 2003, s.28.
- 6) Klaus-Richard Böhme, “Die Krone Schweden als Reichsstand 1648 bis 1720”, Heinz Duchhardt, hrsg., *In Europas Mitte : Deutschland und seine Nachbarn*, Bonn, 1988, S.33-39. Cf., Andreas Önnersfors, “Svenska Pommern – ett lämpligt studieobjekt för den svenska Tysklandsforskningen”, Mai-Brith Schartau & Helmut Müssener, red., *Den okände (?) grannen. Tysklandsrelaterad forskning i Sverige*, Huddinge, 2005, s.690-712; Ulf Pauli, *Det svenska Tyskland : Sveriges tyska besittningar 1648-1815*, Stockholm, 1992.
- 7) Göran Rystad, *Karl XI : En biografi*, Lund, 2010, s.310f., 318; Jan Eric Almquist, “Svensk rätts införande i de under 1600-talet med Sverige inkorporerade danska och norska provinserna”, *Svensk juristtidning*, 1937, s.9-14; Anna Hansen, “Det jämtländska statsbytes betydelse för mäns och kvinnors egendom”, Maria Ågren, red., *Hans och Hennes : Genus och egendom i Sverige från vikingatid till nutid*, Uppsala, 2003, s.113-137.
- 8) 入江幸二『スウェーデン絶対王政研究－財政・軍事・バルト海帝国－』知泉書館、2005年。
- 9) 伊藤、前掲書、110頁。
- 10) 各言語での表記は以下の通り。
(ラテン語) ducis Bremensis, Verdensis et Pomeraniae, ut et Rugiae principis dominique Wismariae
(ドイツ語) Herzogs von Bremen, von Verden und von Pommern sowie eines Fürsten von Rügen und Herrn von Wismar
(スウェーデン語) hertig av Bremen, Verden och Pommern liksom även furste av Rügen och herre till Wismar
Konrad Müller, hrsg., *Instrumenta Pacis Westphalicae*, Bern, 1966, S.53 und 140; Peter Haldén, red., *1648 : Den westfaliska freden*, Lund, 2009, s.188.
- 11) 伊藤、前掲書、153頁。
- 12) 渋谷聡「近世ドイツ帝国議会の席次規定と国制構造－ライヒスエルプマルシャルの位置づけをめぐる－」『神戸大学史学年報』第13号、1998年、60-75頁。

- 13) 明石欽司『ウェストファリア条約－その実像と神話－』慶應義塾大学出版会, 2009年, 第1部第2章。
- 14) 伊藤, 前掲書, 156頁。
- 15) 領邦裁判所に上訴裁判権を認め、領民は皇帝主催の裁判所には上訴できない。すなわち不上訴特権があれば、その特権を持つ君主が最高裁判権を握ることになる。不上訴特権 (Privilegium de non appellando) については、たとえば以下を参照。F・ハルトゥング (成瀬治・坂井栄八郎訳)『ドイツ国制史－15世紀から現代まで－』岩波書店, 1980年, 61・168頁。ペーター・エストマン (田口正樹訳)「ドイツ国民の神聖ローマ帝国における裁判制度について」『北大法学論集』第64巻第4号, 2013年11月, 245-284頁。
- 16) 16世紀に編入されたエストニアは当初から現地の法・特権が温存され、17世紀に編入されたドイツ領はスウェーデン法の導入がいち早く試みられている。この対応の違いをどう捉えるべきか、筆者にはそれを考える材料も十分な見通しもまだないが、スウェーデンが国家として独立してまだ日の浅い16世紀と、ヴェストファーレン条約の保障国とまでなった17世紀の違い、つまりスウェーデンの国家としての自信の違いであるのかもしれない。ただ現実にはドイツ諸侯から反発を受けたわけで、あるいはそのことが、旧デンマーク領やバルト地方をスウェーデン化する時期をいくらかでも遅らせた可能性も想定できよう。
- 17) 伊藤, 前掲書, 153-156頁, 165頁。1686年にフランスがプファルツ選帝侯領の継承権を主張した際にもスウェーデンは、オランダ・スペイン・プファルツ・バイエルン・上部ラインやフランケン等の等族らとともに「アウクスブルク連合」を結成している。成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『世界歴史大系ドイツ史』第2巻, 山川出版社, 1996年, 12-13頁。Cf., Michael North, *Geschichte Mecklenburg-Vorpommerns*, München, 2008, S.57.
- 18) フリードリヒ＝ヴィルヘルム王は代償として200万ターラーを支払っている。Ibid., S.54.
- 19) Werner Buchholz, hrsg., *Deutsche Geschichte im Osten Europas : Pommern*, Berlin, 1999, S.288-293.
- 20) Ibid., S.271.
- 21) Staffan Högberg, *Utrikeshandel och sjöfart på 1700-talet : Stapelvaror i svensk export och import 1738-1808*, Lund, 1969, Tabell 7:6, s.201.
- 22) 東プロイセンとの貿易に関しては<表①>にもあるように、無視できない規模である。ただしプロイセン王国側が経済活動に規制を加えることもあったことから、スウェーデンとしては、ポメルンの存在が安心材料になっていたとは考えられる。以下を参照。高橋清四郎『ドイツ商業史研究－18世紀プロイセンにおける河川・運河交通－』御茶の水書房, 1977年, 106-109頁。
- 23) 入江, 前掲書, 第1章。
- 24) Anders Fryxell, utg., *Handlingar rörande Sveriges historia ur utrikes arkiver*, III, Stockholm, 1839, s.334f.
- 25) *Svenska riksdagsakter*, II-1, Stockholm, 1909, s.194f.
- 26) Buchholz, *op.cit.*, S.294f.
- 27) Ibid., S.296.
- 28) グスタヴ4世がメクレンブルク＝シュヴェーリン公国のルイーゼ・シャルロッテ (Luise Charlotte av Mecklenburg-Schwerin) との婚約を破棄しようとし、彼女の父がその賠償としてヴィスマル・ノイクロスター・ペール島を要求した。婚約破棄の背景にあったのは、娘をグスタヴに嫁がせようと考えていたロシアのエカチェリーナ2世が、ルイーゼとの婚約に難色を示して開戦をちらつかせたためであるが、赤い髪・平たい顔・大きな口といった彼女の容姿も破棄の要因だったようである。なお、公国への質入れ期間は99年で、代償は125万リクスダーレルとされた。Mats Wickman, *En kunglig tragedi : en biografi om Gustav IV Adolf*, Stockholm, 2016, s.51f.; Dick Harrison, "Kunde Wismar ha tillhört Sverige?", *Svenska Dagbladet*, 17 november, 2011. (<http://blog.svd.se/historia/2011/11/17/kunde->

wismar-ha-tillhort-sverige/) (2017.10.20 閲覧)

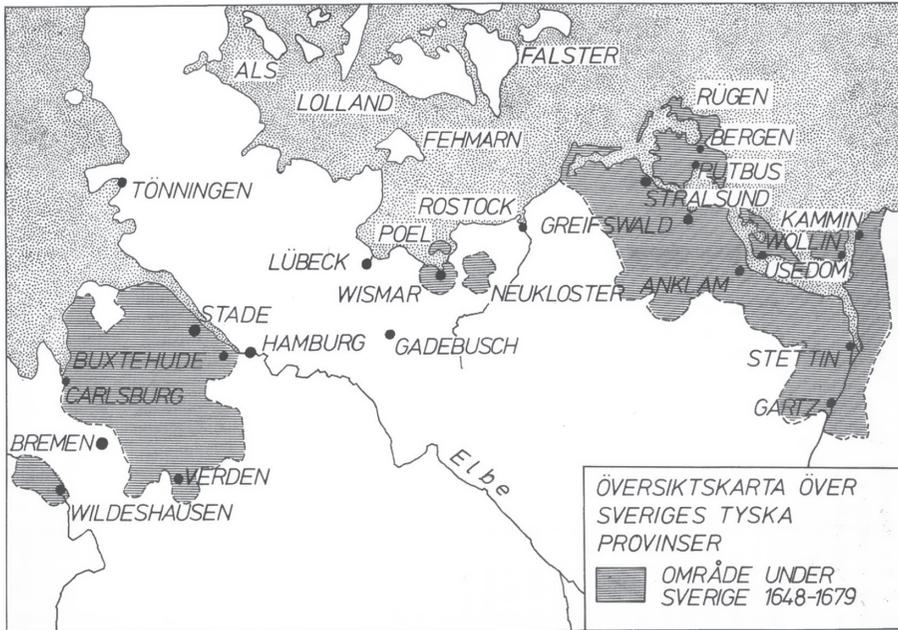
- 29) スウェーデンが100年後に請け戻すという条件がついていたが、1903年、スウェーデンは請求権を放棄している。
- 30) グスタヴ4世はナポレオンを「黙示録」に登場する獣だとみなしていたという。H. Arnold Barton, *Scandinavia in the Revolutionary Era, 1760-1815*, Minneapolis, 1986, p.271.
- 31) *Ibid.*, p.269f.; Buchholz, *op.cit.*, S.294.
- 32) North, *op.cit.*, S.67f.; Önnorfors, *Svenska Pommern*, s.451-454. こうしたスウェーデンへの同化策に対するドイツ側の反発もあったという。 *Ibid.*, s.465f.
- 33) Barton, *op.cit.*, pp.271 and 326.
- 34) *Ibid.*, p.355; North, *op.cit.*, S.71; Pauli, *op.cit.*, s.49.
- 35) Önnorfors, *Svenska Pommern.*, s.468f.
- 36) 1740～70年の間に総数1513名の学生がおり、そのうちスウェーデン人学生は560名、37%を占めていた。ただしフランス革命勃発以後に減少し、1795～1805年ではスウェーデン人学生は17人だけだった。Jens E. Olesen, “Brücke nach Europa : Schwedisch-Pommern 1630-1815, *Baltic Worlds*, vol.2-1, 2009, S.25. (<http://balticworlds.com/brucke-nach-europa-schwedish-pommern-1630-1815/>) (2017.10.20 閲覧)
- 37) Önnorfors, *Svenska Pommern*.
- 38) *Svenska riksdagsakter*, II-1, s.183. 秘密委員会とは、外交問題を扱う議会内の部局のこと。
- 39) Önnorfors, *Svenska Pommern*, s.485. 「2度」とあるが、1度目は大北方戦争中にポメルン地方がデンマークに占領されたことを指す。なおここで言うドイツ帝国 (Tyska riket) とは、神聖ローマ帝国のことである。
- 40) 「鍵」のもつ意味については以下を参照。浜本隆志『鍵穴から見たヨーロッパ—個人主義を支えた技術—』中央公論社 (中公新書), 1996年。
- 41) たとえば大北方戦争中、ロシア人は血に飢えた野蛮な異教徒、デンマーク人は凶暴で欲深くて信用できない、と喧伝される一方、ドイツのザクセン人は誠実で文明化された人々だとみなされていた。Olle Larsson, *Stormaktens sista krig : Sverige och stora nordiska kriget 1700-1721*, Lund, 2009, s.207-209.

近世スウェーデン (1561~1721年)



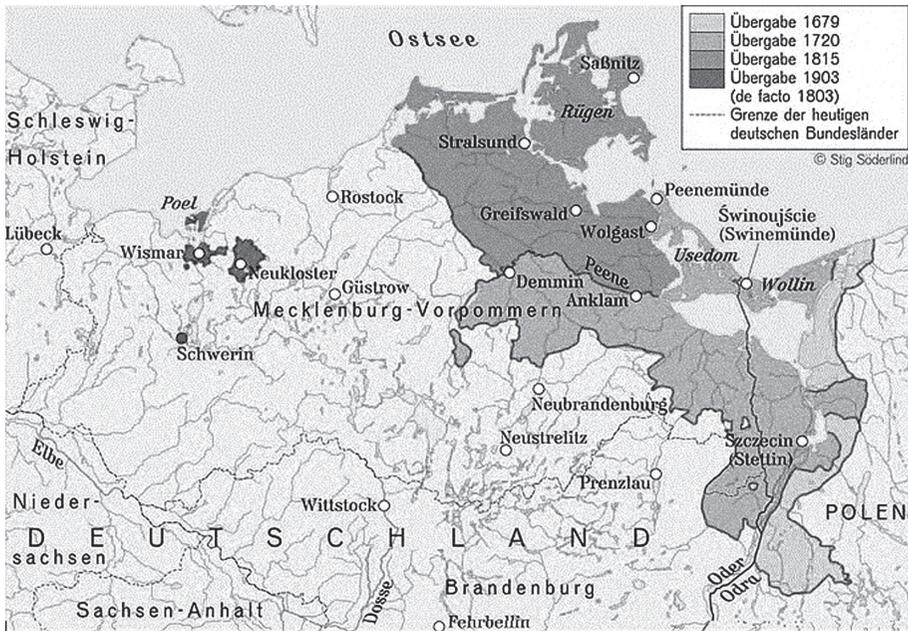
百瀬宏『北歐現代史』山川出版社、1980年、43頁をもとに作成。

図 1



Ulf Pauli, *Det svenska Tyskland : Sveriges tyska besittningar 1648-1815*, Stockholm, 1992, s.23.

図 2



http://www.schwedisch-pommern.org/docs/bildergalerie/karte_schwedisch-pommern.html

図 3